最終更新日:2015年6月26日
ニチモウ株式会社
代表取締役社長　松本　和明
問合せ先:総務部総務チーム
証券コード:8091
http://www.nichimo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変動する経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性をはかることによって株主価値を高めることを重要な課題と考えており、これを実現するために、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、従業員といったステークホルダー(利害関係者)との良好な関係を構築するとともに、取締役会、執行役員会などの各機能を強化・改善しながらコーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
朝日生命保険相互会社	3,000,000	7.92
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,674,000	4.41
日本水産株式会社	1,200,000	3.16
ニチモウ取引先持株会	1,078,000	2.84
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	882,000	2.32
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	840,000	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	677,000	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	522,000	1.37
東京製綱株式会社	515,000	1.35
東洋水産株式会社	500,000	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻須　秀次	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻須　秀次	○	荻須秀次氏は、特定関係事業者である日本測器株式会社の代表取締役社長でありますが、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。	荻須秀次氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、企業統治体制の更なる向上に寄与できる人材であるため、社外取締役として選任し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人および内部監査を行う社長直轄の内部監査室と監財部及び各業務部から選任された監査団との定期的な意見交換や情報交換を行うなど、相互連携を図るとともに、監査の実効性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉竹　　修	他の会社の出身者													
菊池　達也	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉竹　　修	○	吉竹修氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。	吉竹修氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識から十分な経営の監視機能を果たせる人材であるため、社外監査役として選任し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。。
菊池　達也	○	菊池達也氏は、大株主である朝日生命保険相互会社の業務執行者でありますが、議決権比率が10%未満と当社の経営に影響を与える主要株主ではなく、同社と当社との間に特記すべき取引関係等もありません。	菊池達也氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識から十分な経営の監視機能を果たせる人材であるため、社外監査役として選任し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対して株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、会社法第236条第1項、第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に従って、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対して株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、会社法第236条第1項、第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に従って、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における取締役（7名）に対する報酬等の額156，646千円
（1）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
（2）取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（16，065千円）が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員賞与を含めた役員報酬額の総額は、株主総会で決議された限度額内にて支給しております。その内容は次の通りであります。
「報酬限度額」
年額2億40百万円以内（平成24年6月28日開催第126回定時株主総会にて決議）
「ストック・オプションとしての報酬限度額」
年額30百万円以内（平成18年6月29日開催第120回定時株主総会にて決議）
※上記は、「報酬限度額」とは別枠にて決議いただいております。
なお、平成18年6月29日開催の第120回定時株主総会において退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役に対し、総務部等の管理部門において、取締役会の資料の事前送付など、各種連絡や情報提供を行っております。
社外監査役を含めた監査役に対し、内部監査室等の管理部門において、指示に基づき適宜情報の収集等を行い、監査の実効性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会は8名の取締役（内1名は社外取締役）で構成されております。原則として毎月1回開催され、法令、定款および社内諸規定に従い重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。
2. 取締役会の意思決定機能ならびに監督機能の強化および業務執行の効率化をはかるために執行役員制度を平成16年4月より導入し、代表取締役の指揮命令のもとに業務執行に専念しております。また、業務執行の決定機関として執行役員9名で構成された執行役員会を毎月開催される取締役会の前日に開催し、業務執行の迅速化をはかっております。
3. 監査役会は4名の監査役（内2名は社外監査役）で構成され、原則として毎月1回開催されております。取締役ならびに執行役員の業務執行を厳正に監査し、また、内部監査室等の管理部門や会計監査人との情報交換に努め監査の実効性を確保しております。
4. 会計監査人による監査については、聖橋監査法人の監査を受けております。平成26年3月期における同監査法人の報酬等の合計額は37，000千円であります。会計監査業務を執行した公認会計士は、平山昇氏、永田敬氏および浜田尊氏であります。また、監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他2名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、創業以来、「会社は社会の公器であるとの精神に立ち、業界をリードする技術とサービスをもって広く社会の発展に貢献する」ことを経営理念とし、豊富な知識と経験のある8名の取締役（内1名は社外取締役）で構成される取締役会において、経営の適正と実効性を高めております。

また、経営の監査を行う4名の監査役（内2名は社外監査役）が、毎月開催される取締役会に常時出席し、経営執行に関する適正なチェック機能を果たしており、経営の監視機能面で十分に整備されているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書などの各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署として、総務部総務チームを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ニチモウグループ企業行動憲章」において、ステークホルダーより満足と信頼を獲得することを使命とする旨を定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役および子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
   (1)コンプライアンスの徹底、社会的規範の遵守、情報開示、財務報告の信頼性等の目的を達成するため行動基準として定めた「ニチモウグループ企業行動憲章」をグループの全社員に配布し、取締役自らが率先垂範の上、グループ全体でその徹底をはかることとする。
   また、取締役会を通じ取締役の職務遂行の監視をより一層強化することとする。
   (2)「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制構築を推進することとする。
   (3)「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たすために「コンプライアンス・プログラム」を推進することとする。
   (4)「コンプライアンス委員会」を設置し、内部監査部門等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行うこととする。
   (5)業務執行部門から独立した内部監査室は、各部門の業務プロセスを監査し、不正の防止と発見に努めることとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
   取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱要領」ならびに「文書保存年数取扱基準」等の社内規程にもとづき適切かつ確実に保存・管理するとともに、保存期間を定め、期間中閲覧可能な状態を維持することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (1)当社グループは、「リスク対策規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクについて基本的な対策を整備し、発生したリスクを極小化かつ早期に解決することとする。
   (2)問題が発生した場合の対応として「危機管理のガイドライン」を定め、不測の事態が発生した場合は、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。
4. 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   (1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。
   (2)当社は、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略および業務執行の監督という本来の機能に特化する。
   執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
   (3)当社グループは、中期経営計画および年次事業計画を策定し、その目標達成のために取締役会でその進捗状況の管理を行うこととする。
5. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
   (1)グループに共通の「企業行動憲章」を定め、グループの取締役、社員一体となり遵法意識の醸成を高めることとする。
   (2)「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受け管理を行うものとする。また、内部監査室を担当部門としてグループ各社における内部統制の実効性を高め、必要に応じて指導・支援を行うものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
   (1)監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。
   (2)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
   (1)取締役および使用人は、グループ経営会議、その他重要な会議の審議内容、内部監査の結果、および内部通報制度の運用状況について監査役に報告するものとする。
   (2)取締役および使用人は、当社およびグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。また、監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとする。
   (3)当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当に扱うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
   (4)監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保するものとする。
   (5)監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した時には、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制
   (1)当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」において反社会的勢力に対する行動基準を定め、役員・従業員全員に周知徹底することとする。
   (2)反社会的勢力に関する事項については、総務部にて対応するものとする。
   (3)顧問弁護士や社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
   市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決します。
2. 整備状況
   当社グループは「ニチモウグループ企業行動憲章」において反社会的勢力に対する行動基準を定め、役員・従業員全員に周知徹底しております。
   また、反社会的勢力に関する事項についてはすべて総務部にて対応しております。
   顧問弁護士や社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示に係る社内体制の概要は、次の通りであります。

1. 決定事項に関する情報
   重要な決定事項については、執行業務の決定機関である執行役員会ならびに取締役会において決定し、情報取扱責任者ならびに管理部門において、「会社情報の適時開示等に関する規則」（東京証券取引所）に照らし検討を行い、開示が必要となる場合は、速やかに開示を行うよう
   努めております。取締役会は、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な決定とともに業務執行の状況を逐次監督し、取締役会には監査役が出席するほか、会計士や弁護士等より監査およびアドバイスを受け正確な会社情報の開示に努めております。
2. 情報発生事実に関する情報
   重要な事実が発生した場合は、当該部署より発生事実についての報告が、代表取締役ならびに管理部門に対して行われ、情報取扱責任者ならびに管理部門において適時開示規則に照らし検討を行い、開示が必要となる場合は、速やかに開示を行うように努めております。
3. 決算に関する情報
   財務諸表等決算に関する情報については、財務部で資料を作成し、月々の取締役会で承認し、監査役や会計監査人による監査を受け、四半期毎に決算情報の開示や必要に応じ、業績予想の修正等の開示を行っております。
4. 情報管理ほか
   社内規定として「内部者取引規程」を定め、役員または社員等が職務に関して取得した内部情報の管理ならびに株式等の売買など常時内部者取引の未然防止に努め、「危機管理マニュアル」において、異常事態発生時の情報管理など迅速な対応に努めております。また、社内においてコンプライアンスやCSRのより一層の徹底をはかるため、各種マニュアルや研修制度の整備を行っておりますが、会社情報の適時開示が必要な事象等についての周知もあわせて行ってまいりたいと考えております。

【 参考資料 ： 模式図 】

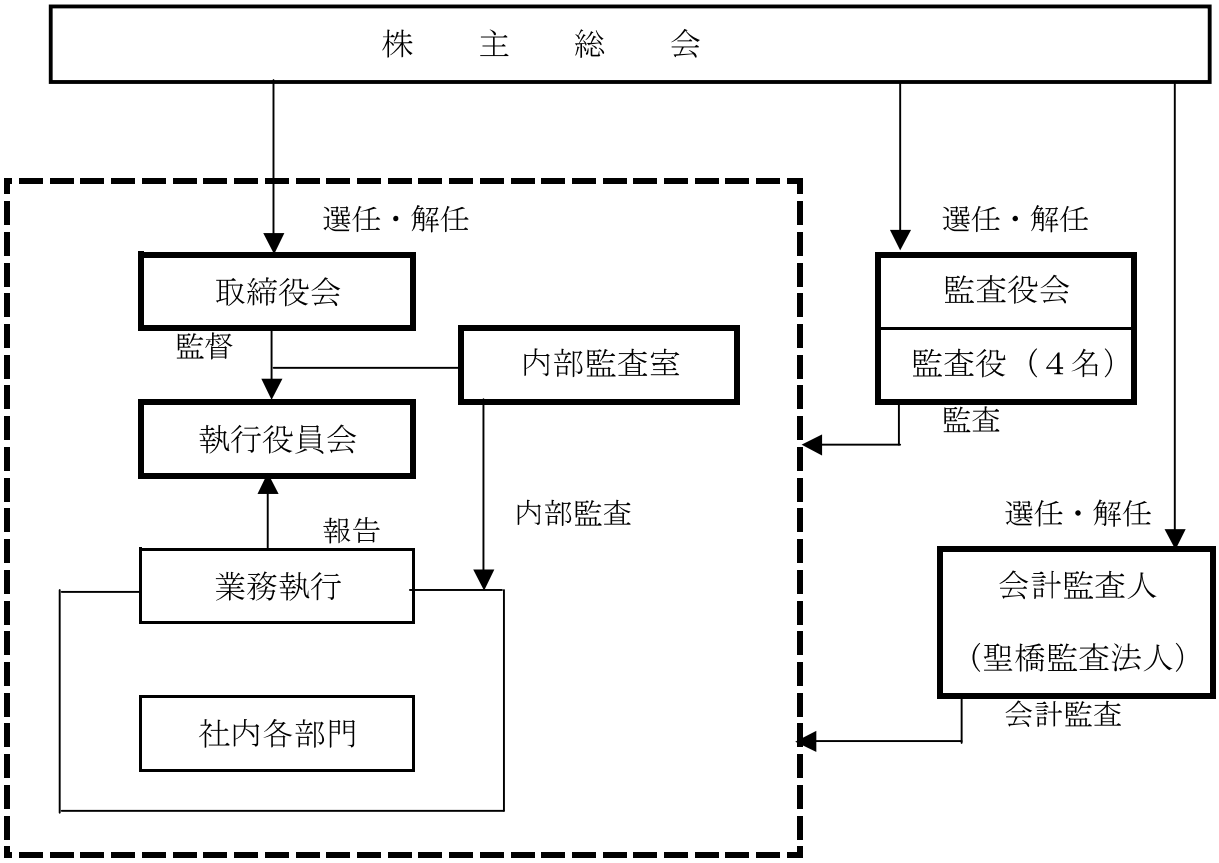
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
取締役会
監督
内部監査室
執行役員会
報告
内部監査
業務執行
社内各部門
監査役会
監査役（４名）
監査
選任・解任
会計監査人
（聖橋監査法人）
会計監査